

研究室棟整備事業

落札者決定基準

令和7年11月

公立法人山陽小野田市立山口東京理科大学

## 第1 総則

研究室棟整備事業（以下「本事業」という。）総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）落札者決定基準（以下「基準」という。）は、本事業における事業者の選定にあたり、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定するための基準である。

## 第2 総合評価方式における評価方法

### 1 加算点の設定

加算点の満点は、25点とする。

### 2 評価項目及び配点

評価項目ごとの評価基準及び評価点は、以下のとおりとする。なお、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、入札は無効とする。

#### (1) 企業の技術力

##### ① 簡易な施工計画

「簡易な施工計画」については、発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書を含む。）で示す標準的な仕様（以下「標準案」という。）の範囲内で、工事の確実な施工に資する提案かどうかを評価するものであり、発注者が求める施工上配慮すべき事項として、「工程管理」と「品質管理」を評価する。

各企業から提出のあった技術提案が、標準案の範囲内で各工事の工事内容や現場条件等を踏まえた提案であるかを評価する。

| 評価の項目              | 評価基準   | 評価点 | 備考 |
|--------------------|--|-----|----|
| 工程管理               | 工事の特徴を踏まえ工程管理が適切であり、工夫により工期短縮が見られる                   | 2   |    |
|                    | 工事の特徴を踏まえ工程管理が適切であり、工夫が見られる                          | 1   |    |
|                    | 工程管理が適切である   | 0   |    |
|                    | 不適切である   | 欠格  |    |
| 品質管理               | 工事の特徴を踏まえ品質管理が適切であり、求める項目への対応が的確に記載されている             | 2   |    |
|                    | 工事の特徴を踏まえ品質管理が適切である                                  | 1   |    |
|                    | 品質管理が適切である   | 0   |    |
|                    | 不適切である   | 欠格  |    |
| 受注者が提案する施工上配慮すべき事項 | 配慮すべき事項への対応が工事の特徴を踏まえ適切であり、受注者が提案する項目への対応が的確に記載されている | 2   |    |
|                    | 配慮すべき事項への対応が工事の特徴を踏まえ適切である                           | 1   |    |
|                    | 配慮すべき事項への対応が適切である                                    | 0   |    |
|                    | 不適切である   | 欠格  |    |
| 評価点の計              |  | 6   |    |

② 企業の技術的能力

| 評価の項目                         | 評価基準                    | 評価点 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------|-----|----|
| 過去5年間の同種工事の施工実績の有無            | 請負金額10億円以上の同種工事の施工実績がある | 2   |    |
|                               | 請負金額5億円以上の同種工事の施工実績がある  | 1   |    |
|                               | 上記の施工実績がない              | 0   |    |
| 公告日前2年間の建設事故の有無               | 事故なし                    | 1   |    |
|                               | 事故あり                    | 0   |    |
| ISO9001の取得状況                  | 認証取得している                | 1   |    |
|                               | 取得していない                 | 0   |    |
| ISO14001の取得又は環境活動評価プログラムの認証状況 | 認証取得している                | 1   |    |
|                               | 取得していない                 | 0   |    |
| 労働安全衛生マネジメントシステムの認証状況         | 認証取得している                | 1   |    |
|                               | 取得していない                 | 0   |    |
| 評価点の計                         |                         | 6   |    |

③ 配置技術者の技術的能力

| 評価の項目                        | 評価基準                    | 評価点 | 備考 |
|------------------------------|-------------------------|-----|----|
| 主任（監理）技術者の保有する資格             | 1級建築施工管理技士又は1級建築士       | 1   |    |
|                              | その他                     | 0   |    |
| 過去5年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無 | 請負金額10億円以上の同種工事の施工実績がある | 2   |    |
|                              | 請負金額5億円以上の同種工事の施工実績がある  | 1   |    |
|                              | 上記の施工実績がない              | 0   |    |
| 建築・設備施工管理継続学習（CPD）の取得状況      | 推奨単位を12ユニット以上取得         | 2   |    |
|                              | 推奨単位を6ユニット以上取得          | 1   |    |
|                              | 取得していない                 | 0   |    |
| 技能士等の活用                      | 指定する工種で指定する技能士を全て活用する   | 1   |    |
|                              | その他                     | 0   |    |
| 評価点の計                        |                         | 6   |    |

(2) 企業の地域精通度・地域貢献度

| 評価の項目          | 評価基準                    | 評価点 | 備考 |
|----------------|-------------------------|-----|----|
| 地理的条件          | 山陽小野田市内に本社がある           | 2   |    |
|                | 山口県内に本社がある              | 1   |    |
|                | その他                     | 0   |    |
| 過去1年間の市内地域活動実績 | 活動実績がある（1回につき0.5点、最大1点） | 1   |    |
|                | 活動実績がない                 | 0   |    |
| 市内資材の活用        | 指定資材で市内資材を全量活用する        | 1   |    |
|                | その他                     | 0   |    |
| 県内企業の下請活用      | 百万円以上の下請で県内企業等を全て活用する場合 | 1   |    |
|                | その他                     | 0   |    |
| 評価点の計          |                         | 5   |    |

第3 評価値の算定

(1) 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に下記に示す当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \Sigma \left( \frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$$

| 評価の視点              | 評価項目          | 配点 | 換算値    |
|--------------------|---------------|----|--------|
| (1) 企業の技術力         | ① 簡易な施工計画     | 6  | 6 → 10 |
|                    | ② 企業の技術的能力    | 6  | 6 → 6  |
|                    | ③ 配置技術者の技術的能力 | 6  | 6 → 7  |
| (2) 企業の地域精通度・地域貢献度 | ① 地域精通度       | 5  | 5 → 2  |
|                    | ② 地域貢献度       |    |        |
| 評価点計               |               |    | 25     |

(2) 履行確実点

開札後、各社の入札書記載価格から各社の履行確実点を算定する。履行確実点は、入札書記載価格が調査基準価格以上の場合に5点、調査基準価格未満の場合は0点とする。

### (3) 評価値の算定

前項の履行確実点に(1)項で算出した加算点及び標準点(100点)を加えて得られる技術評価点を、入札書記載価格で除して各社の評価値を算出する。

なお、評価値を算定するための入札書記載価格が、調査基準価格未満の場合は、調査基準価格を入札書記載価格として算定する。

【各社の評価値＝技術評価点(標準点＋加算点＋履行確実点)÷入札書記載価格】

## 第4 落札者の決定方法

落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- ・低入札価格調査制度において不落札でないこと。
- ・入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあること。